

（略）

第1 総則

（略）

第2 基本的事項

（略）

第3 事業に関する基本条件

（略）

2 施設計画

（略）

（8）太陽光発電設備

全ての住棟には、屋根に太陽光発電設備を設置することが可能となるよう、積載荷重や建築物の高さを考慮した計画とするとともに、第三者の工事施工者が太陽光発電設備設置工事を行うことでPFI事業者が実施した屋上防水工事の性能保証に与える影響についても留意すること。

太陽光発電設備を設置できる屋根の範囲（設置作業やメンテナンスに必要スペースを含む）は、各住棟の屋根面（パラペットや軒樋部分等の設置に適さない範囲は除く）において、太陽光発電設備を効果的に設置する上で可能な範囲をできるだけ見込むこと。

これらのことは、PFI事業者が屋根に太陽光発電設備を設置することに係る、提案を妨げるものではない。

他方、本事業期間中に、県が別途太陽光発電設備を設置することとした場合、PFI事業者は当該設置に協力すること。

なお、太陽光発電設備で発電した電力を、日常生活において入居者が負担している住戸内及び共用廊下・エレベーター・防犯灯等の共用部分の電力に供給することは、想定していない。

（略）